

医療従事者の負担軽減及び処遇改善

当院では、医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、以下の取り組みを行っております。

1. 勤務医の負担軽減及び処遇改善について

- 各診療科において、医師の指示のもと、薬剤師は適切に服薬指導や残薬調整を行い、医師の負担軽減及び患者サービス向上に努める。
- 静脈採血、膀胱留置カテーテル など、法令上医師の指示のもと行いうる処置等は看護師が行うものとする。
- 看護師、医師事務作業補助者、臨床検査技師は医師より指示が出された検査の内容手順注意事項などを適切に患者に説明、準備を実施する。
- 当院では宿直が週 1 回を限度とする 勤務シフトがすでに形成されている。この取り組みを継続して行う。
- 前日の終業時刻と、翌日の始業時刻の間に一定時間の休息時間の確保を行う。
- 手術予定前日の宿直をなるべく回避する。または、当該宿直は十分睡眠が取り得るものであり、労働密度が低いものとなるよう、緊急患者の応需は当該医師に裁量に委ねる。
- 当直翌日の業務内容を見直す。
- 短時間正規雇用医師の活用、女性医師が活躍できる環境の提供に努める。
- 宿日直勤務に対応する、非常勤医師招聘活動を継続して行う。
- 非番の常勤医師への非常事態を除く、電話連絡を病院職員は慎むようにし、時間外の有事対応は医療安全の観点からも在院している宿日直医師等へ依頼する。
- 年次有給休暇の取得は少なくとも 5 日以上、病院職員も休暇中の医師に対する配慮及び処遇改善を行う。
- 医師・看護師とコミュニケーションをとり、スムーズな業務を遂行するよう、努める。

2. 看護職員の負担軽減及び処遇改善について

- 時間外労働が発生しないように業務量を調整する。
- 他職種(医師・薬剤師・リハビリ・臨床検査等)との業務分担の取り組みを実施する。
- 看護補助者の活動を強化し、各部署に偏りなく適切に配置し負担軽減に努める。
- 看護補助者を夜間配置しており継続して実施する為にも夜勤可能な看護補助者の確保と育成に努める。
- 短時間正規雇用の看護職員の採用し活用に努める。
- 多様な勤務シフトを認め、日勤帯の充実を図る。
- 妊娠、子育て、介護中の看護職員に対しては夜勤の減免制度や、家庭の事情に応じて相当の事情がある場合は、柔軟に対応する。
- 家庭の事情などに応じた休暇制度の実現を図る。

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組みについて

令和7年12月1日

医療法人財団 聖蹟会 埼玉県中央病院

1.看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

院長：早田 邦康

看護部長：高柳 美穂

(2) 看護職員の勤務状況の管理

勤務時間：①40時間/週 以内

②連続勤務 5 日以内

③勤務状況の把握（有休取得率 時間外業務の把握）

④勤務間隔は11時間以上あける（勤務間インターバルの確保）

夜勤勤務：①夜勤明けの翌日は原則休み

②夜勤の連続回数は 2 回まで

③夜勤16時間以内、仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保

(3) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定・年に 1 回の見直しと職員への周知（院内掲示）

(4) 多職種による役割分担推進のための委員会及び会議

所属長会議（1 回/月）

看護管理者会(1 回/月)

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開

院内掲示 ホームページ上公開

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善のための取り組み及び計画

(1)勤務環境・処遇の改善

項目	取り組み
子育て中の職員への配慮 (親の介護も同様)	・ 時短勤務、育児休暇延長ほか、勤務形態について個別相談・対応 ・ 子の看護休暇 ・ 親の介護休業
配慮した勤務表作成	・ 夜勤明けの翌日は原則休み ・ 連続勤務は原則 5 日までとする(40時間/週) ・ 夜勤、早番、 遅番 の勤務配置による繁忙時間帯の業務分担配慮 ・ 土・日・祝日の休みを月 1 回以上確保 ・ 業務に必要な研修等は勤務扱い
多様な勤務形態の採用	・ 時短勤務 夜勤免除 指定休 等への対応
看護職員の適正配置	・ 看護職員の積極的な募集活動 採用活動

	<ul style="list-style-type: none"> ・様式9 による人員配置基準より余剰をもったの配置数とする ・業務量の調整として欠員がある時には他部署からの支援を要請し援助（2階病棟と手術室、3階病棟と外来の一元化によるリリース体制）
メンタルサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・1回/年 ストレスチェック ・ハラスメント対策 院内研修実施
看護補助者活躍推進への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「看護補助者活用のための看護管理者研修」に看護管理者が参加する

(2)看護職員と他職種との業務分担

項目	取り組み
病棟内環境整備	入院患者のリネン交換を業者委託する
洗濯物取り扱い	環境整備員を採用し、リネンの搬送、一時洗浄 ゴミの回収や物品補充の仕事を委譲し看護補助者の業務量の軽減
患者の移送・移動	担当看護師の指示のもと状態が安定している、軽介助での移動が可能 可能な患者の移動・移送については看護補助者が行う
身体の清潔ケア 日常生活援助	看護職員が主として実施 看護補助者は看護師の指示のもとで実施 歯科衛生士と協働して口腔ケアを行う

(3)看護職員と他職種との業務分担 各部門別

項目	取り組み
看護管理者会議の開催 1回/月	管理者会議にて日本看護協会 「看護の専門性の発揮に資するタスク・シフト/シェア」に関する ガイドライン及び活用ガイドを基に業務分担について検討する
看護補助者	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間勤務者の配置 ・欠員時のリリース体制の強化 ・看護補助者の増員、募集活動、採用活動 ・環境整備の周辺業務や清潔ケア、移送などの直接業務の実施
薬剤部	<ul style="list-style-type: none"> ・各病棟担当薬剤師を配置することにより適正な薬剤使用、管理を行う ・病棟配置薬などの一部管理業務を担う (救急カート薬剤確認、持参薬の確認、内服の自己管理や退院処方の説明など) ・病棟ストック薬の期限・定数確認 ・定期処方薬の管理を看護師と共に担う
リハビリテーション科	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟でのトランスファーなどのADL動作の指導、相談に応じる ・身体拘束を実施している患者のリハビリテーションにおいて、拘縮予防や血栓予防(血液循環)に配慮したマッサージを実施している ・リハビリ室への移乗・移送を行う
臨床検査技師	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータブル心電図測定機を用いて、病棟内で可能な患者の検査を実施し、看護師の負担軽減を図る ・「検体採取、味覚検査及び嗅覚検査の実施に必要な知識及び技能取得

	<p>講習会」修了者は鼻腔及び咽頭ぬぐいの検査を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務多忙時、超音波・心電図などの送迎対応
放射線科 放射線技師	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータブル撮影機を用いて、病棟内で可能な患者の撮影を実施し、看護師の負担軽減を図る ・CT、MRI検査等における患者の移送調整の実施
入退院支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・入退院支援看護師の入院時情報収集の協力 ・退院調整・支援の協力
地域医療連携課	<ul style="list-style-type: none"> ・転院・紹介入院調整 ・MSWと協働での入退院支援及び業務分担
医事課・総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・コストなどのカルテの整合性確認、管理 ・医療機材、医療材料等の管理
SPD	<ul style="list-style-type: none"> ・SPDシステム運用による医療機材・医療材料等の管理 補充